

第1号被保険者
(65歳以上)
の皆さんへ

介護保険料のお知らせ

～納入通知書を7月中旬に送付します～



介護保険制度は、介護が必要になった人が安心して自立した生活が送れるよう、社会全体で支えていくことを目的としています。このため、たとえ介護サービスを利用してない人についても、保険料を納付することになります（法律で定められています）。皆さんが納める保険料は介護保険制度の運営に欠かせませんので、納付にご協力をお願いします。

介護保険料の決まり方

飯塚市の介護保険料は、20段階に区分されており、収入・所得・住民税の課税状況に応じて年間保険料額が決まります。今回お送りする納入通知書には、属する段階区分や計算方法、納付方法などを詳しく記載していますので、ご確認ください。

介護保険料の納付方法

納付方法は法律により、任意で変更することはできません

年金の受給額が年額18万円以上の人は、原則「特別徴収（年金からの天引き）」となります。年金の受給額が年額18万円以上であっても、65歳になって間もない人や年度途中で飯塚市に転入した人などは、当分の間は「普通徴収（納付書または口座振替）」となり、年金天引きの準備が整い次第、自動的に特別徴収に切り替わります。

● 納付方法別の納付回数

納付方法	普通徴収（納付書または口座振替）	特別徴収（年金からの天引き）
納付回数	8月から翌年3月までの計8回 （各期別の納期限があります）	4月・6月・8月・10月・12月・2月の計6回 （年度途中で特別徴収が始まる場合は6回とは限りません）

※納付方法が普通徴収の人は、便利な口座振替をおすすめします。口座振替をご希望の場合は、納入通知書の最終ページにある「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入の上、返送してください。

介護保険料を滞納していると

介護保険料は介護サービスの利用有無にかかわらず、必ず納めなければならないものとして、法律で定められています。特別な理由もなく、保険料を滞納していると、介護サービス利用時に費用を一旦全額支払うことになったり（支払方法の変更）、利用者負担の割合が引き上げられたりします（給付額減額）。納付が困難な場合は、分割納付や減免制度もありますので、お早めにご相談ください。

※滞納をそのままにしていると、延滞金等が加算されたり、差押を受ける場合があります。

介護保険料の減免制度

申請は年度ごとに必要です

特別な事情または恒常的生活困窮により、保険料の納付が困難な場合は、申請によって、保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しい内容は下記の担当部署へお問い合わせください。

(1) 「特別な事情」の例

- ・主たる生計維持者が災害（震災、風水害、火災等）により、住宅や家財等の財産に著しい損害を受けたとき
- ・主たる生計維持者が死亡・長期入院・重篤な障害を負ったことにより所得が激減し、生活が困難になった場合
- ・主たる生計維持者が失業により所得が激減し、生活が困難になった場合
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合

(2) 減免には審査があります。申請したことによって無条件に減免が承認されるものではありません。

● 問い合わせ 高齢介護課 保険料係 ☎内線 1135・1136